

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年7月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第 2号 事業計画変更申請について
議第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 4号 三条市農政対策協議会委員の推薦について

- 報告事項 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
報第 2号 農政対策部会の結果報告について
報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
報第 4号 作付変更届について
報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|--------------|--------------|
| 2番 阿部 眞佐雄 委員 | 3番 小川 弘樹 委員 |
| 4番 渡邊 勝夫 委員 | 5番 田邊 敦子 委員 |
| 6番 三師 満夫 委員 | 7番 五十嵐 秀一 委員 |
| 8番 小林 茂宏 委員 | 9番 坂井 浩行 委員 |
| 10番 原田 勝 委員 | 11番 渡邊 一英 委員 |
| 12番 廣川 哲也 委員 | 13番 清野 秀作 委員 |
| 14番 佐藤 秀樹 委員 | 15番 佐藤 一富 委員 |
| 16番 藤田 吉則 委員 | 17番 熊倉 陸 委員 |
| 18番 田邊 稔 委員 | 19番 佐藤 裕雄 委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 1番 野崎 文夫 委員

推進委員出席委員 16名

- | | |
|-----------|----------|
| 飯塚 栄三千 委員 | 稲田 守 委員 |
| 井上 利弥 委員 | 内山 清 委員 |
| 内山 敏雄 委員 | 大桃 伸之 委員 |
| 蒲澤 利嗣 委員 | 蒲澤 正 委員 |

栗原一郎 委員
長谷川 淨二 委員
松岡博一 委員
吉田 昇 委員

捧 幸伸 委員
原田孝一 委員
吉田精一 委員
渡邊 正 委員

推進委員欠席委員 2名

刈屋一夫 委員

北澤正之 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 清水 学
経営基盤係長 早川 実
経営基盤係主任 長谷川 義隆
臨時職員 渡辺 真那

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時25分 三條新聞社傍聴)

議長 (佐藤会長代理)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立します。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。4番、渡邊勝夫委員、16番、藤田吉則委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に皆さんにお諮りをしたいと思います。議第1号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書きに「総会の同意があったときは、この限りでない」となっておりますので、皆様の同意をいただいて、議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (佐藤会長代理)

それでは、ご同意いただきましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (清水事務局長)

それでは、議第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

1 ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積2万5077.65㎡であります。

13番は、上大浦地内の農地3筆、2,294㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

14番は、中島地内外の農地計11筆、2万2,783.65㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定をした使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告いたします。

第3調査部会長は、私の隣に着席願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、7月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と佐藤会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時12分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計件数2件、面積2万5,077.65㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第2号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

3ページをご覧願います。今月の申請は4件で、合計面積2,804㎡であります。

2ページにお戻りをお願いいたします。6番は、旭町2丁目地内の農地1筆、988㎡を賃貸借権の設定により、店舗1棟及び駐車場23台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条警察署北側150m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第3号の34番で農地法第5条の許可申請がなされております。

7番は、中新地内の農地2筆、294㎡を売買により取得し、住宅1棟、カーポート1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大崎浄水場北西550m付近で住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第3号の35番で農地法第5条の許可申請がなされております。

8番は、袋地内の農地2筆、557㎡を売買により取得し、西側既存宅地12.36㎡と一体利用し、駐車場11台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、鱈田保育所南側950m付近で住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第3号の36番で農地法第5条の許可申請がなされております。

9番は、猪子場新田地内の農地3筆、965㎡を売買により取得し、工場1棟、通路及び駐車場9台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号土場南交差点西側200m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第3号の37番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告をお願いします。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

それでは、議第2号『事業計画変更申請について』は、合計件数4件、面積2,804㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いいたします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

5ページをご覧ください。今月の申請は8件で、合計面積4,317㎡であります。

4ページにお戻りをお願いします。34番、35番、36番、37番は、先ほどご審議をいただきました議第2号『事業計画変更申請について』の6番、7番、8番、9番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

38番は、井栗3丁目地内の農地2筆、488㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟、カーポート1棟及び既存農業用倉庫1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、第四中学校東側550m付近で、住宅等が連たんする区域内的の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

39番は、西本成寺地内の農地1筆、148㎡を売買により取得し、駐車場2台及びガーデニングの用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、本成寺中学校北東200m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北西側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

40番は、大島地内の農地1筆、561㎡を売買により取得し、南東側既存宅地等2

97. 95㎡と一体利用し、アパート2棟、駐車場20台及び通路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大島公民館北側200m付近で住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

41番は、島潟地内の農地1筆、316㎡を売買により取得し、駐車場3台、物干し場及び通路等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大浦小学校北東500m付近で住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数8件、面積4,317㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

3番、小川さん。

3番（小川弘樹委員）

先ほどの事業計画の変更のところでも一緒だったのですけれども、改めて、今の議題につきまして36番の袋地内の件でございますが、住宅のための土地というふうに見えるのですけれども、駐車場が11台というのはすごいのではないかというふうに思いますが。

議長（佐藤会長代理）

はい。

事務局（清水事務局長）

それでは、お答えをさせていただきます。

今ほどの駐車場11台というのは、今回譲り受け人の方が農機具の修理、それから販売の会社を行っておりまして、その農機具の修理を行う車両の駐車場ということで11台という申請があったところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤会長代理）

よろしいでしょうか。

3番（小川弘樹委員）

はい、ありがとうございました。

議長（佐藤会長代理）

ほかに何かありませんでしょうか。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第3調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第4号『三条市農政対策協議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『三条市農政対策協議会委員の推薦について』ご説明をいたします。

6ページの議第4号参考をご覧いただきたいと思います。

三条市農政対策協議会は、三条市における農政対策の適正な推進と農業の健全な発展を図るために設置されたものであります。その内容によって市長の諮問に応じ農業振興地域の整備に関する法律に基づくこと、いわゆる農振除外とかに必要なものでございますが、それから農業経営基盤強化促進法に基づくことなどについて調査、協議する組織でございます。

現在1番、野崎文夫委員、10番、原田勝委員、19番、佐藤裕雄委員の3名の方に協議会委員になっていただいておりますが、任期が8月21日に満了となることから、新たに委員3名の推薦依頼がまわっているところでございます。任期は2年間でございます。

以上でございます。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

三条市農政対策協議会委員3名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をし、自由な意見の交換をお願いします。

しばらくの間、休憩します。

（午前9時52分から午前9時53分まで休憩）

議長（佐藤会長代理）

それでは、会議を再開します。

休憩中の意見交換に基づき、3名全員が留任することで異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

異議ないものと認め、1番、野崎文夫委員、10番、原田勝委員、19番、佐藤裕雄、以上3名を推薦しますので、よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤会長代理）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（佐藤会長代理）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いします。

農政対策部会長は、私の隣に着席願ひます。

10番、原田勝委員。

農政対策部会長（10番原田 勝委員）

おはようございます。それでは、私のほうから農政対策部会の報告をいたします。

農政対策部会は、7月20日の午後1時30分から厚生福社会館第2集会室において、佐藤会長代理の出席を得まして開催いたしました。

議題は、6月29日開催の農業委員会総会で付託を受けました平成30年度利用状況調査について及び平成30年度の作況調査についてであります。

最初に、利用状況調査についてご報告いたします。平成28年度の改正農業委員会法の施行により、「農地利用の最適化」が農業委員会の業務として必須化され、あわせて遊休農地に対する固定資産税が強化されたことから、一層の優良農地の確保と農地の利用調整を図るための着実な取組みが求められています。こうした改正の目的を踏まえ、遊休農地の実態把握、発生防止、解消対策及び農地の違反転用発生防止等を的確に実施するため、農地パトロールを実施するものとします。

そこで、今年度の調査を本日と10月31日の2回、総会後の午後に実施することといたしました。

本日午後の調査内容につきましては、荒廃農地の把握や前年度の農地法第3条の許可後における耕作状況の把握についてです。

また、本日の午後1時に三条地区の会場は厚生福社会館2階第2集会室、栄地区の会場は栄庁舎1階多目的室です。下田地区は、下田庁舎3階302会議室に集合していただきたいと思ひます。各会場において、事務局からパトロール方法について説明を受け

た後、それぞれ担当地域内のパトロールをしていただきます。パトロール終了後は、各地区でパトロールの報告と検討会をお願いします。

なお、細かな点につきましては後ほど事務局より説明がありますので、よろしくお願いいたします。

次に、作況調査についてご報告いたします。今年度の作況調査は、昨年同様圃場検分による調査とし、各委員から記録用紙に作況や予想収量などを記録していただきます。

実施日は、8月31日、総会后といたします。作況調査を行う圃場は、三条地区は3箇所、栄、下田地区はそれぞれ2箇所実施することとなりました。

また、調査後は作況調査検討会を実施いたします。詳しいことにつきましては、後日事務局から案内がありますので、よろしくお願いいたします。

以上、農政対策部会からの報告であります。ありがとうございました。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問ありましたらご発言いただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は、自席へお戻り願います。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、報第3号から報第5号まで、続けて事務局より説明をお願いします。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（佐藤会長代理）

来月の調査部会開催のご案内をお願いします。

第1調査部会長、11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。8月23日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。
以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時00分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長代理

議事録署名委員（ 4 番）

議事録署名委員（16 番）
